

訪問看護医療D X情報活用加算についてのお知らせ

訪問看護ステーションふれあい中国四国厚生局に届け出た訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く）がオンラインで資格確認により利用者の診療情報、薬剤情報、特定健診情報等を取得したうえで指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行い、質の高い医療を提供いたします。これにより、訪問看護医療D X情報活用加算として定められた額を所定額に加算いたします。

訪問看護医療D X情報加算 50 円（月 1 回）

訪問看護医療D X情報活用加算に関する施行基準は以下の通りです。

1. 電子情報処理組織の使用による訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求（オンライン請求）を行っている。
2. 電子資格確認（オンライン資格確認）を行う体制を有していること。
3. 医療D X推進の体制に関する事項、質の高い訪問看護を実施するために十分な情報を取得し及び活用して訪問看護を行うことについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に提示していること。
4. （3）の提示について原則としてウェブサイトに掲載していること。

令和7年8月1日

訪問看護ステーションふれあい